



「通学路の安全対策」砺波市 野村島 地内

## 令和8年度にむけて

副理事長 小竹 勝 則

令和8年度の砺波市土地改良区の事業が始まりました。5,550人の組合員と当改良区にご理解とご協力をいただいております全ての関係者のみなさまにあらためて感謝を申し上げます。

私たちは永くその地域に住みなれると感動や感謝と変化に対し無頓着となり、遠来者に対し「何も無いちゃ」「大した事無いちゃ」と応えてしまいます。これは仕方がないことかもしれません。土地改良区の担う役割もあまり目立たず、一般の方にとっては当たり前のように見えるのかもしれませんが。そのため土地改良区の果たす役割について理解を深めていただくため、この『水土里(みどり)ネット砺波だより』は年に1回の発行ではありますが、1万3千部をみなさまに届けています。あらためて簡単に土地改良区の概要をお伝えしたいと思います。

現在砺波市土地改良区が維持管理している用排水路は約1,200km。これは砺波駅から新幹線で東京を往復する長さです。また、農道は218kmで砺波駅から新幹線で敦賀までの長さに及びます。令和8年度の事業では、農地の大区画化や用排水路整備事業に取り組みます。内容は13件、施工延長7.9kmで総額7億7千万円を費やします。近年の諸物価の高騰は土地改良事業にも大きく影響しており、老朽化した用水路の更新整備費は1m当たり約10万円もかかります。

用水路は、農作物に必要な水をほ場に供給するためのものです。一方排水路は、ほ場に限らず地域一帯の雨水などを集める役割も果たしています。近年の異常気象に

対応した排水能力を保つため従来よりもひと回り大きい排水路の整備を進めています。このように自宅の周りを流れている用排水路の水は維持管理に費用がかかっています。

用排水路の整備が進むとは裏腹に砺波市内においても水路の転落事故が発生し、死亡者が出ています。以前からも転落防止のための事業を行ってありますが、最近では、ワークショップを行い、通学路などの危険箇所へ蓋掛けをする事業にも取り組んでいます。

農業者の高齢化、担い手不足、農業機械・施設の高騰などの農業と土地改良区を取り巻く情勢が厳しいことから、砺波市土地改良区が将来にわたり地域の用排水路など農業用施設を適切に保全していくための将来像を関係者で共有し、保全に関する取り組みを推進する「水土里ビジョン」を令和8年度中にまとめる予定です。これに基づき土地改良区をはじめ関係機関や地域のみなさまと力を合わせ、土地改良施設の保全に努めてまいります。

今後とも、土地改良区の役割にご理解とご協力を重ねて申し上げる次第です。

### 目次

■ ご挨拶	P 1
■ 臨時総代会／令和6年度財務状況の公表	P 2
■ 令和7年度施工工事の紹介	P 3
■ 令和8年度新規採択	P 4
■ 通常総代会／令和8年度予算／賦課金納入	P 5
■ お問い合わせ	P 6

# 第44回 臨時総代会 開催

開催日 令和7年11月22日(土)  
 場所 となみ野農業協同組合  
 農業機械センター内 研修センター2階大会議室  
 総代数 90名 出席者数 79名  
 議長 松原 光雄 総代



## 付議事項

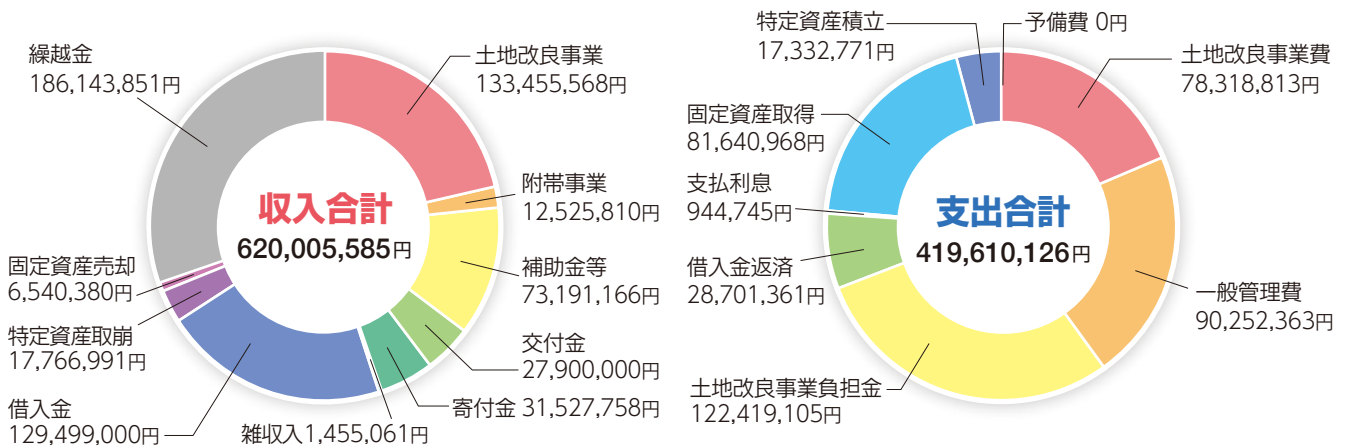
- 議案第11号 令和6年度事業報告及び決算
- 議案第12号 令和7年度事業計画の変更及び収支補正予算
- 議案第13号 令和7年度長期借入金及び短期借入金の借入変更について
- 議案第14号 県単独農業農村整備事業にかかる債務負担行為(ゼロ県債)工事の実施について

※上程された議案はすべて議決されました。

## 令和6年度財務状況の公表

(令和7年5月31日調製)

### 収支決算



差引次年度へ繰越 200,395,459 円

### 基本財産及び特定資産の令和6年度末残高

(単位：円)

基本財産	126,500,000	特定資産	582,116,659
------	-------------	------	-------------

### 令和6年度 財産目録

(令和7年3月31日現在)

(単位：円)

#### I 資産の部

1. 流動資産	264,887,766
・現金及び預金	199,850,146
・未収賦課金等	17,684
・その他未収金	8,169,936
・短期未収金	56,850,000
・前払金	0
2. 固定資産	11,354,817,594
・基本財産	126,500,000
・特定資産(所有土地改良施設外)	11,059,941,325
・その他固定資産	168,376,269
<b>資産合計</b>	<b>11,619,705,360</b>

#### II 負債の部

1. 流動負債	82,690,836
・未払金	55,916,667
・預り金	388,020
・公庫資金等短期借入金	22,320,149
・その他の短期借入金	1,486,000
・適正化事業拠出金短期未払金	2,580,000
2. 固定負債	421,824,241
・公庫資金等長期借入金	396,828,188
・その他の長期借入金	745,000
・適正化事業拠出金長期未払金	1,698,000
・職員退職給付引当金	19,683,053
・役員退任功労引当金	2,870,000
<b>負債合計</b>	<b>504,515,077</b>

III 正味財産の部 11,115,190,283

# 令和7年度 施工工事の紹介

## 県営農地整備事業 五鹿屋鹿島地区(砺波市鹿島地内)



区画整理前



区画整理後

基盤整備促進事業若林4号南部地区  
若林4号排水路第3工区整備工事

砺波市 西中 地内



維持管理適正化事業  
苗加9-3号用水路整備工事

砺波市 苗加 地内



県単独農業農村整備事業  
岸渡川北部地区転倒ゲート関連設備修繕工事

砺波市 東中 地内



## 県単独農業農村整備事業 野村島7-1号用水路金網蓋設置第2工区工事(砺波市野村島・苗加地内)

東野尻地区委員会は、2月28日に用水路転落防止の一環として南部小学校付近の通学路横を流れる用水路に金網蓋を設置しました。県の補助金を受け、地区委員会が自ら施工することで、工事コストを抑えた安全対策となりました。

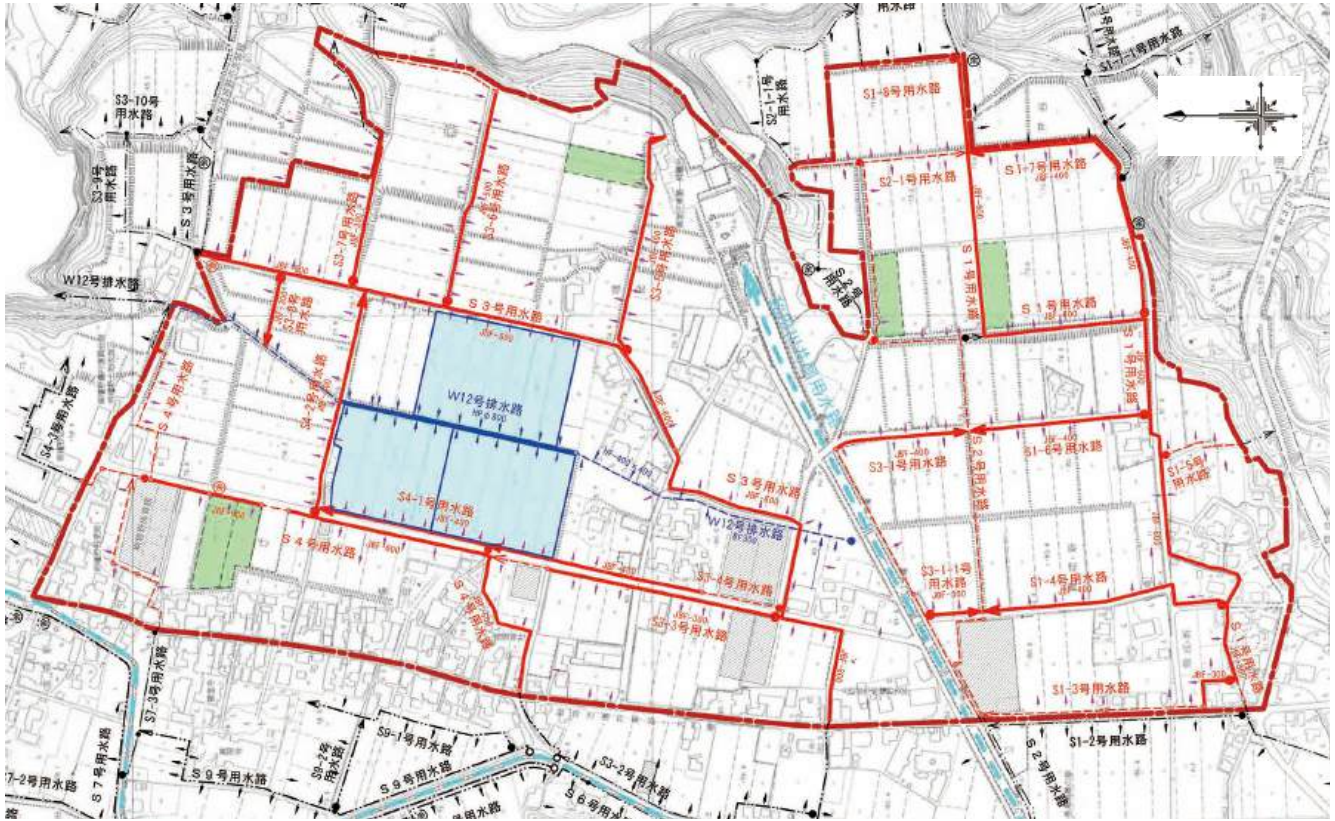


施工中



完成

## 新規採択 県営農地整備事業 梅檀野東部地区



本地区の農業生産基盤は昭和50年～56年にかけて梅檀野地区(団体営ほ場整備事業)で整備され、約50年を経過している。近年、用水路において摩耗・破損や水路目地の欠損等の老朽化により漏水が著しいことから水管理に多大な労力が必要となっている。さらに水稻の中干しや稲刈り時の落水がうまく行えず、コンバインによる稲刈り作業によりほ場の泥寧化を招くとともに排水不良化となり、スムーズで効率的な農作業の支障となっている。

また、昨今農業生産費の低コスト化が求められていることから、ほ場の大区画を推進することで、より効率的な農作業が行える生産基盤の整備により、担い手の農業経営の安定化を図ることが求められている。さらに、ほ場地表面水の排水性が悪く、カンショ、タマネギ栽培において排水性確保が困難な状況で栽培を行っており、これを解消するため暗渠排水工を行う必要がある。

このため、本事業により、農業用排水施設の機能を回復するとともに、一部ほ場の大区画化と管排水路化を図り、効率的な農作業を行うことにより生産の低コスト化と草刈り等の維持管理の軽減を図る。併せて、担い手への農地集積を促進することで農業経営の効率化・安定化を図る。

### ■事業概要

所在地 砺波市 福岡、宮森新、頼成新  
受益面積 30.8ha  
事業期間 令和7年度から令和14年度  
事業費 650,000千円  
負担区分 国50% 県27.5% 市11% 地元11.5%



## 水土里ビジョン

水土里ビジョンは、令和7年4月に施行された改正土地改良法に基づき、地域の土地改良施設や関連施設を将来にわたり適切に保全・管理するために策定する「連携管理保全計画」の通称です。

地域の農業生産基盤や土地改良施設を長期的に維持・活用するため、20年から30年先を見据えた将来像を関係者間で共有し、保全活動や管理体制を計画的に整備することを目的としています。

# 第45回 通常総代会 開催

開催日 令和8年3月14日(土) 場所 となみ野農業協同組合 農業機械センター内 研修センター2階大会議室  
 総代数 90名 出席者 80名 議長 石崎 薫 総代

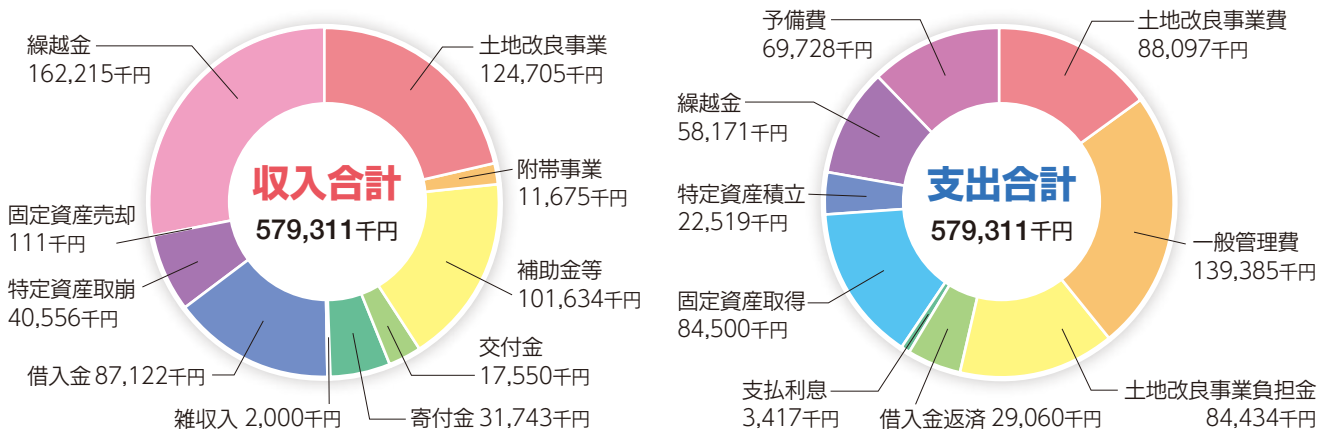
## 付議事項

- 議案第1号 令和7年度事業計画の変更及び収支補正予算(第2回)
  - 議案第2号 県営土地改良事業計画の変更について
  - 議案第3号 県営土地改良事業計画について
  - 議案第4号 定款の一部変更について
  - 議案第5号 規約の一部変更について
  - 議案第6号 令和8年度事業計画及び収支予算
  - 議案第7号 令和8年度組合費の賦課及び徴収方法について
  - 議案第8号 令和8年度長期借入金及び短期借入金について
  - 議案第9号 令和8年度引当資産及び積立資産並びに余裕金の預入先について
  - 議案第10号 令和8年度役員報酬及び費用弁償について
  - 議案第11号 令和8年度農地転用等地区除外決済金について
- ※上程された議案はすべて議決されました。



## 令和8年度予算

### 収支予算



### 基本財産及び特定資産の令和8年度末見込額

(単位：円)

基本財産	126,500,000	特定資産	573,447,771
------	-------------	------	-------------

## 令和8年度 賦課金納入について

令和8年度の当土地改良区の賦課金は以下のとおりです。

<b>賦課基準日</b>	令和8年4月1日現在の土地原簿に記載された土地の地積による。		<b>賦課徴収額</b>	各地区委員会の賦課金の単価による。		
<b>徴収時期</b>	《第1期》	納期	令和8年6月30日	《第2期》	納期	令和8年11月30日
	経常賦課金(事務所費)	50%		経常賦課金(事務所費)	50%	
	経常賦課金(事務所費以外)	100%		特別賦課金	50%	
	特別賦課金	50%				

- ※ 賦課金総額が20,000円未満の場合は、第1期に全額徴収させていただきます。
- ※ 口座振替の手続きをされている方は、領収書は通帳の記帳をもって代えさせていただきます。
- ※ 賦課金総額が500円未満の場合、徴収は免除されます。年度によっては賦課単価の増額で総額が500円以上となりますと再び徴収対象となりますので、ご了承ください。
- ※ 督促手数料が200円に変更となります。納期までにお納めくださいますようお願いいたします。

**農業用水路への  
転落事故に  
気をつけて!!**

「危ないよ」  
みんなて声かけ  
事故防止

県内の転落死亡事故のうち、約9割は  
65歳以上の高齢者です。  
身近な末端水路で事故が多く発生しています。

水路事故にあわないための  
**5つの合言葉!**

家族のみんなにも  
教えてあげよう!

**じ** 「自分は大丈夫」との意識を改めよう!

**こ** 高齢者をはじめ、  
家族みんなに声をかけよう!

**な** なれた道でも水路沿いは注意しよう!

**く** 暗くなるほど危ないよ!

**す** 水路の管理作業は地域ぐるみで行おう!

## 第37回 富山県農村振興技術連盟写真展 「とやまの農業農村整備」受賞



●富山県土地改良事業  
団体連合会長賞受賞  
「通学路の安全対策」

主幹 谷内 芳光  
表紙に掲載しました。

●佳作受賞  
「田植え期の風景」  
会計係主事 久保 彩加

受益面積 4,659.6ha 組合員数 5,550人  
関係市町村 砺波市、高岡市、小矢部市、南砺市、富山市  
組織  
総代90名…任期 令和7年2月25日から令和11年2月24日  
理事21名・監事4名…任期 令和7年4月1日から令和11年3月31日

(令和8年3月31日現在)



水と里ネット  
新しい農村を目指して

## 砺波市土地改良区

事務所 〒932-0314 富山県砺波市庄川町青島401番地  
(砺波市役所庄川支所内)  
TEL (0763)82-5801 FAX (0763)82-5826  
HP <https://www.tym-midori.net/tonamishi/>

## お願い

**次のようなときは、必ず  
土地改良区に届出をしてください。**

(届出用紙は、事務所に準備してありますので  
必要な方はお電話ください)

### ◎組合員の資格に移動があった場合

- ・組合員の住所や組合員名を変更するとき。
- ・農地の売買、交換、贈与等で名義変更をされたとき。
- ・農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営移譲するとき。
- ・組合員が亡くなられ農地を相続されたとき。

※これらの場合は、土地改良法により通知が義務付けられています。市や法務局等の公共機関で手続きを行っても直接土地改良区に届出がなければ台帳等の修正は行われませんので、ご注意ください。

### ◎農地を転用する場合

- ・農地を転用するときは、農地転用等の通知書、地区除外申請書及び組合員資格得喪通知書の書類を提出してください。農地転用決済金の納付も必要です。
- ・土地改良区では、その転用により土地改良事業の受ける影響を調査検討したうえで「意見書」を交付します。

### ◎農地を公共用地(道路・河川・宅地等)に買収された場合

- ・地区除外申請書及び組合員資格得喪通知書の提出と農地転用決済金の納付が必要となります。

※これらの手続きが行われないと、土地改良区の地区から除外されずいつまでも賦課金が生じますのでご注意ください。

※「決済金」徴収の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外等処理規程により事業負担金及び長期負債借入金並びに施設の維持管理費等の負担額を一時払いをもって決済していただくものです。

### ◎土地改良施設を使用する場合

- ・土地改良施設を農業用以外の目的で使用するとき(水路を横断する橋梁の設置等)は、土地改良区への届出が必要です。他目的使用申請書の提出及び使用料を納付していただきます。

### ■組合員のみなさまへ

決算関係書類を組合員のみなさまへ公表しております。令和7年度決算分は、令和8年6月30日から公表いたします。当土地改良区事務所で閲覧できますので、ご希望される方はお問い合わせください。